資料１

明石市地域公共交通会議について

１．概要
２．協議・報告事項について
３．明石市独自の協議事項について

１．概要

資料１

地域の需要に応じたバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置している。

（明石市地域公共交通会議設置要綱　第１条）

構成員

（１）一般旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
（２）市民又は利用者の代表
（３）国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員
（４）兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所の職員
（５）兵庫県明石警察署の職員
（６）明石市都市局都市整備室長
（７）明石市都市局道路安全室長
（８）その他市長が交通会議の運営上必要と認める者

（明石市地域公共交通会議設置要綱　第３条第２項）

２．協議および報告事項について

資料１

協議事項

- 明石市コミュニティバス（Tacoバス）の運行の見直しについて
- 市内路線バスのうち、市バス移譲路線等の運行内容の変更について
  （増減便や路線変更等）

報告事項

- 明石市コミュニティバス（Tacoバス）の利用実績について
- あかし「バスに乗ろう！」プロジェクトの取組について
- 協議事項以外の市内路線バスの運行内容の変更

【参考】明石市地域公共交通会議設置要綱

第２条　交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。
（１）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
（２）　その他交通会議が必要と認める事項

３．明石市独自の協議事項について

資料１

協議の対象となる路線

平成24年に明石市営バスから移譲した路線や移譲を機に導入した路線が対象

神姫バス：明舞線（80・81・82・84・85・88）　大道町線（20・21・23）
藤江線（70・71・73・76・77）　高丘線等（3）　その他（86）
（旧西神南線）
山陽バス：明石線（63・65）

※平成23年度第3回会議（平成24年１月13日開催）にて協議・承認

上記の協議対象以外の路線バスの運行内容の変更についても、
地域公共交通会議で報告し、PDCA機関として機能させることで、
路線バスサービス水準の維持・向上を図ります。

３．明石市独自の協議事項について

資料１

